

調達要求番号：6PRZ1AN0029

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
衛生関係計測器の校正	EM－T 5 5 0 0 0 3 D		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	平成 2 8 年 9 月 1 日	
	変 更	平成 3 1 年 3 月 1 9 日	
	作成部隊等名	関 東 補 給 処 用 賀 支 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊における衛生関係計測器の外注校正について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 校正に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 校正対象品目・数量 校正対象品目及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“確定作業方式”とする。

2.5 校正作業

校正作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1—校正作業

番号	工程	作業内容	注記
1	入場点検	校正品の外観状態及び機能を点検する。	—
2	清掃	圧縮空気などによって清掃及び洗浄し、付着しているほこりなどを除去する。	—

表 1—校正作業（続き）

番号	工程	作業内容	注記
3	校正（点検）	計測器（校正品）と標準器とを対照し、合否を判定する。必要に応じ、計測器の指示値を修正する。	標準器は、公的機関において年 1 回以上校正されたものを使用する。
4	総合点検	校正品の総合点検を行う。	—
5	包装など	商慣習による。	—

2.6 校正基準

校正基準は、公的機関、公的機関から指定（登録）を受けた者及び製造者が規定する校正基準による。

2.7 校正機関など

校正機関などは、調達要領指定書によって指定する。

2.8 校正実施場所

校正実施場所は、GLT-CG-Z500002の 2.6 によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

3.1 試験

試験に必要な器材、設備などは、GLT-CG-Z000001の 3.1.2 による。

3.2 監督及び検査

監督及び検査は、次による。

- 契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。
- 完成検査は、公的機関、公的機関から指定（登録）を受けた者又は製造者が発行する校正済証などをもって完成検査合格とする。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付及び官給品

校正に必要な無償貸付及び官給品は、GLT-CG-Z500002の 5.1 による。

5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 2 によるものとする。

表 2—提出書類

番号	書 類 名	部数 ^{a)}	提 出 先	提出時期
1	性能確認試験 試験成績書	3	契約担当官等	校正終了後
2	校正済証又は校正結果報告書 ^{b)}	1	関東補給処用賀支処 衛生部	
注 ^{a)} 部数については基準とし、異なる場合は調達要領指定書によって指定する。 ^{b)} 校正結果報告書は、校正が不能な場合に提出するものとする。				

5.3 合格証

合格証は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z 500002の5.4b)による。

5.4 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z 500002の5.5とする。

5.5 輸送

引渡しから引取りの間の輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

5.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z 000001の8.3による。